

高松市監査委員告示第20号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年11月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和元年11月29日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.11.29

監査実施年度 平成19年度

監査テーマ 未利用資産（土地）の活用及び売却について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	隣接地所有者への売却検討について	P82	都市整備局	道路整備課	R元.10.15

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区分	意見	
意見の項目	隣接地所有者への売却検討について	
意見の内容	この土地は、高松海岸線整備による道路を敷設した際に生じた残地であり、両側に建っている家との隙間の土地である。形状は、間口約80cm、奥行約17mと極めて細長く、活用は困難であるため、隣接地所有者に売却すべきである。	
報告書該当 ページ	P82	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年10月15日
所管課等	都市整備局 道路整備課
措置結果	本件意見については、平成27年に隣接地所有者への売却交渉を行ったが購入に至らず、その後、令和元年6月から交渉を再開し、該当者から購入する意向が示されたものの、売却に必要な要件を満たすことができなかったため、売却手続を一旦保留し、状況を見ながら売却に向けた取組を継続することとした。